

横浜市立矢部小学校PTA規約

序章

(趣旨)

PTAに係る組織、運営及び管理について、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この規約の定めるところによる。

第1章 名称及び事務局

第1条 この会は、横浜市立矢部小学校PTA（以下「PTA」という。）という。

第2条 PTA事務局を横浜市立矢部小学校内におく。

第2章 目的及び活動

第3条 PTAは、保護者と教職員の聡明な協力により、家庭と学校と地域社会における児童の健やかな成長をはかることを目的とする。

第4条 PTAは、前条の目的をとげるために次の活動をする。

- 1 よい保護者、よい教職員となるように努める。
- 2 家庭、学校並びに地域の緊密な連携によって、児童の健やかな成長ができるよう活動する。その他PTAの目的達成に必要な活動をする。

第3章 方針

第5条 PTAは、教育を本旨とする民主団体として、次の方針にしたがって活動する。

- 1 児童の健やかな成長のために活動する他の社会的団体及び機関と協力する。
- 2 非営利的、非宗教的並びに非政党的であって、他のいかなる団体の支配、統制並びに干渉をも受けない。
- 3 PTA又はPTAの役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
- 4 学校、教育委員会並びにその他関係当局と教育問題について討議し、意見を具申し、又は参考資料を提供するが、学校の管理や教職員の人事には干渉しない。

第4章 会員

第6条 P T Aの会員となることができるものは、次のとおりである。

- 1 矢部小学校に在籍する児童の父母又はそれに代わる者。
- 2 矢部小学校に勤務する教職員。

第7条 会員は全て平等な権利と義務を有する。

第8条 P T Aの会員は、所定の会費を納めるものとする。

第5章 会計

第9条 P T Aの活動に関する経費は、会費、寄付金及びその他の収入によって賄う。

第10条 会費は、一世帯当たり月額250円とする。

第11条 会費は、会員の事情により、延納又は減免することができる。

第12条 P T Aの経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第13条 P T Aの決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第14条 P T Aの会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

第6章 役員及び会計監査委員の任期

第15条 P T Aの役員及び会計監査委員は、次のとおりである。

会 長	1名（会員）
副会長	2名（会員）
書 記	4名（会員3名、教職員1名）
会 計	3名（会員2名、教職員1名）
会計監査	2名（会員）

第16条 役員の任期は同一職一年とする。ただし、再任された場合は原則一年に限る。（教職員についてはこの限りではない。）

第17条 役員は、会計監査委員を兼ねることはできない。

第18条 役員に欠員のできたときは、これを補充し、任期は前任者の残任期間とする。

第19条 P T Aの経理を監査するために、2名の会計監査委員をおく。

第20条 会計監査委員は、必要に応じて随時会計監査を行う。

第21条 会計監査委員の任期は一年とする。

第7章 役員及び会計監査委員等の選出と推薦委員会

第22条 役員及び会計監査委員の選出は、次のとおりとする。

次の方法により、役員候補及び会計監査委員候補推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）を構成する。

- 1 新1年生を除く2年生から6年生より12名選出され構成する。
- 2 教職員代表2名（校長並びに副校長を除く教職員の中から互選）
- 3 推薦委員会の委員長及び副委員長各1名は委員の互選による。
- 4 推薦委員会は、定員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 5 推薦委員会は、役員及び会計監査委員の候補者を推薦する。
- 6 会員は、推薦委員会に適任者の推薦を行うことができる。その際は、推薦した理由を明記しなければならない。
- 7 推薦委員会で推薦した役員の氏名は、候補者の承認を得たのち、2月総会以前に会員に公表されなければならない。
- 8 推薦委員会の任務は、2月総会終了と同時に終わり、任期は3月末までとする。
- 9 役員及び会計監査委員は、推薦委員会を経て総会で選出される。
- 10 新たに選出された役員及び会計監査委員の就任は4月1日とする。
- 11 推薦委員会は常任委員会等の委員選出を行うことができる。
- 12 推薦委員長は、PTA本部と協力し、円滑に事務を執り行う。

第8章 役員の任務及び顧問

第23条 役員の任務は次のとおりである。

- 1 会長
 - (1) 会長はPTAの代表者である。
 - (2) 総会、運営委員会並びに各種委員会の集会を招集する。
 - (3) 推薦委員会及び会計監査委員を除く全ての委員会の委員並びに正副委員長を委嘱する。

2 副会長

会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 書記

(1) 総会、運営委員会の議事及びP T Aの活動に関する重要事項を記録する。

(2) 会長の指示にしたがって、P T Aの庶務を行う。

(3) 広報紙等の作成

4 会計

(1) 総会で決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。

(2) 翌年度の5月総会において、会計監査委員の監査を経たのち、決算報告する。

第24条 役員会の推薦により、総会の承認を得て、顧問を置くことができる。

1 役員会の推薦により、総会の承認を得て、横浜市P T A連絡協議会並びに戸塚区P T A連絡協議会担当役員を置くことができる。

2 顧問の任期は一年とする。ただし再任を妨げない。

第9章 総会

第25条 総会は全会員をもって構成され、P T Aの最高議決機関である。

第26条 総会は定例総会及び臨時総会とする。

1 総会を招集するときは、会員に対し、総会の議題、日時及び開催方法を事前に通知する。

2 定例総会は5月及び2月に開催する。

定例総会の議題は以下のとおりであり、必要に応じて議題は追加できるものとする。

(1) 5月総会

ア 前年度決算報告並びに承認会員数の報告

イ 活動年間計画、予算案審議並びに承認

(2) 2月総会

ア 活動報告、承認仮決算報告並びに承認

イ 次年度役員、会計監査委員並びに顧問の承認

ウ 臨時総会は運営委員が必要と認めた場合又は会員の5分の1以上の要

求があったときに開催する。

第27条 総会の定足数並びに決議

- 1 総会の定足数は全会員の5分の1とする。ただし委任状を認める。
- 2 紙面及びその他開催方法による総会の定足数は全会員の5分の1の承認票とする。
- 3 総会の決議は出席者（紙面及びその他開催方法による総会の場合は承認票）の過半数の同意を必要とする。

第10章 委員会

第28条 役員会

委員会の運営について、必要な事項を協議若しくは決定するため、役員会を開催することができる。

第29条 運営委員会

- 1 運営委員会は、PTA役員、各常任委員会委員長並びに副委員長、校長並びに副校長をもって構成される。ただし、必要により他の者を加えることができる。
- 2 運営委員会は、原則毎月1回開催する。また、会長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。

なお、天災その他の事由によって運営委員会の業務の全部又は一部を実施することが困難となったとき、その他必要があるとPTA本部が認めるときは、開催時期、頻度及び開催方法等を協議の上、適切に運営委員会を実施することとする。

- 3 運営委員会の任務は次のとおりとする。
 - (1) 各種委員会によって立案された事業計画の審議
 - (2) 総会に提出する議案又は報告書の審議
 - (3) 必要のある場合に設ける特別委員会の内容又は人員の審議と決定
 - (4) 会員の親睦に関する事項の企画運営
 - (5) その他必要と認める事項についての審議
 - (6) 運営委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

第30条 各種委員会

1 常任委員会

常任委員会の活動に必要な事項について、調査、研究、立案並びに運営するために次の常任委員会を設置し、各常任委員会には、互選によって委員長並びに副委員長各1名をおく。

(1) 学年学級委員会

- ア 学年又は学級間の連絡並びに調整を図り、児童がより良い環境の中で生活が送れるように、保護者と学校との信頼を深めるために活動する。
- イ 学校の保健教育活動に協力し、保護者と児童の健康保持増進ができるよう努めるとともに、保護者、地域並びに学校が親睦を深めるための活動を計画立案し、豊かな生活を送れるよう努める。
- ウ 学年学級委員会は、新1年生を除く2年生から6年生までの合計20名程度の委員によって構成される。

(2) 校外委員会

- ア 学校及び地域諸団体との連携を図り、児童の校外での生活向上と事故防止に関わる活動を計画立案し、児童、保護者及び地域住民が安全に生活ができるよう努める。
- イ 校外委員会は各地区から選出された委員によって構成される。

2 特別委員会

P T Aの活動に必要な事項について協議するため、次の特別委員会を設けて立案にあたる。

(1) 予算委員会

- ア P T A役員並びに各常任委員会の委員長をもって構成する。ただし必要により他の者を加えることができる。
- イ 次年度予算を立案し、運営委員会の承認を経て5月総会に提出する。

(2) 推薦委員会

第22条による。

- (3) 特別委員会は、上記委員とほかに、特に必要あるときは運営委員会の協議を経て設置することができる。

第11章 細則

第31条 P T Aの運営に関して必要な細則は、この規定に反しないかぎり、運営委員会の議決を経て定める。

第32条 運営委員会は、細則を制定又は改廃した場合、その結果を次期総会で報告しなければならない。

第12章 改正

第33条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。ただし、改正案は総会通告のとき、若しくはそれ以前にその内容を全会員に知らせておかなければならない。

<付則>

この規約は、昭和45年10月7日から実施する。

昭和53年4月1日改正

平成2年4月1日改正

平成10年4月1日改正

平成11年4月1日改正

平成15年4月1日改正

平成19年4月1日改正

平成22年4月1日改正

平成24年4月1日改正

平成31年1月1日改正

平成31年4月1日改正

令和3年4月1日改正（令和2年4月1日より適用）

令和4年4月1日改正

令和6年4月1日改正